

## 「埼玉県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）」に関する

### パブリックコメント手続の結果

意見の募集期間令和元年11月1日～令和元年11月30日

意見の提出者数1人

意見の件数1件

意見の要旨の数1件

担当 給付課審査担当

電話048-833-3143（直通）

FAX048-833-3472

[電子メール kyuufu@saitama-koukikourei.jp](mailto:kyuufu@saitama-koukikourei.jp)

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する広域連合の考え方について次のとおり公表いたします。

1 ≪条例の趣旨≫ についての意見等 番号	意見等の要旨	意見等に対する広域連合の考え方
1	第1条（目的）について、「この条例は、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行政運営に資することを目的とする。」の「もって公正かつ円滑な行政運営」の次に「及び市民生活の安心の確保」を追加すること。	本条例は広域連合の債権を適切に管理することを目的として制定するものです。広域連合の事務の執行につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律 第1条（目的）において、「国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ること」を目的としております。いただいた「市民生活の安心の確保」につきましては、法の趣旨に包含され、合致したものであると認識しております。